

明和町地方就職学生支援金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は終了した学生の当町への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、地方就職学生支援金を支給することにより、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(支給金額)

第3条 地方就職学生支援金は、交通費補助及び移転費補助をそれぞれ一人につき1回を限度として次の各号に掲げるとおり支給するものとする。支援金の金額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 交通費補助

ア 定額支給 就職活動の実施場所が群馬県内の場合、一律6,000円を支給する。

イ 次に掲げる場合は定額支給によらず算出した額を支給する。

(ア) 就職活動の実施場所が群馬県外の場合

自己負担額の1/2以内（支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとする。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとする）を支給する。（支給上限6,000円）

(イ) 就業先企業が交通費の一部を支給している場合

群馬県の旅費規程に基づく往復交通費（12,000円）から企業負担額を差し引いた額の1/2以内（支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てとする。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てとする）を支給する。

(2) 移転費補助

ア 移住にかかった費用について、実費（上限額66,000円）を支給する。

ただし、就職先の企業から移転費用に対する補助が支給される場合には、原則として移転費補助の対象外とする。

イ 実費での支給金額のうち、1,000円未満の端数が生じた場合は1,000円未満切り捨てとする。

ウ 移転費補助の対象は運送費用とする。運送費用とは、引越し業者が提供する運送業務に関連する費用又はそれに準じる費用とし、明細等で

確認するものとする。

(支給要件)

第4条 町長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす転入者に対し、予算の範囲において、地方就職学生支援金を支給する。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、大学等の在学中に交通費を申請する場合は、大学等を卒業又は修了見込みであること。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 当町に移住したこと。ただし、就職活動等に係る交通費については、次号アの要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

イ 当町に、申請日から1年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費に係る支援金の支給を申請する場合は、卒業又は修了後に次号の要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、当町に継続して居住する意思を有していること。

ウ 支援金の支給決定がされた後であって、群馬県において支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に申請したこと。

エ 支援金の申請時において、大学等の卒業又は修了の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費に係る支援金の支給を申請する場合は、申請日が就業開始予定日の前1年以内であること。なお、年度当初予算の第1回交付決定前であったことにより、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から当該年度の4月1日から卒業又は修了日から1年以内となる日又は就業開始日1年となる日の早い方までの日数、申請受け付けを可能とする。

(3) 就業に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 第1号アの要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に、勤務地が群馬県内に所在する企業等に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費補助については

対象とすることができる。

イ 就業条件等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費補助を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(4) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

ケ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人又は永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

コ その他群馬県及び当町が地方就職学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（申請）

第5条 地方就職学生支援金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を本町が定める日までに町長に提出しなければならない。

(1) 身分証明書（本人の写真が貼付されたもの）の写し

(2) 地方就職学生支援金支給申請書（様式第1号）

(3) 預金通帳又はキャッシュカードの写しその他金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの

- (4) 内定（就業）先企業等による証明書（様式第2号）（様式第3号）
- (5) 勤務地限定型社員（移住先地域を中心とした勤務を基本とする社員）としての採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
- (6) 在学証明書（在学中の申請の場合）又は卒業又は修了証明書（卒業又は修了日が就業開始日から1年以内のもの）
- (7) 交通費補助を申請する場合は、就職活動等にかかる経費（交通費）の領収書
- (8) 移転費補助を申請する場合は、移住に係る経費（移転費）の領収書及び明細が分かるもの
- (9) 移住元の住所を確認できる書類
- (10) その他支給要件に該当することを証する書類
（支給決定及び支給方法）

第6条 町長は、前条の申請が第4条の要件を満たしていると認めるときは、支給決定通知書（様式第4号）を交付し、速やかに、地方就職学生支援金の全額を一括で支給するものとする。この場合において、審査の結果支援金の支給を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の支給が不可であるとき、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の返還）

（報告及び立入調査）

第7条 群馬県及び当町は、明和町地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者又は就職先の企業等に対し明和町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還）

第8条 町長は、地方就職学生支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職学生支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、町長が認めた場合には、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) （在学中に交通費を申請する場合）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先内定先企業等への就業を行わなかった場合
- (3) （在学中に交通費を申請する場合）地方就職学生支援金の申請日から1年以内に当町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に当町に住民票がある場合を除く）
- (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く）
- (5) 転入日から1年以内に、当町から転出した場合（ただし、在学中住民

票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に、支援金を受給した市町村から転出した場合)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、地方就職学生支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。